理事・監事・評議員　名簿

2026.4.1

学校法人　大阪明星学園

理事

（意思決定機関）

	役員	氏　　名	生　年　月　日	寄付行為	就　　任		
				条　　文	就任年月日	重任年月日	任　　期
1	理 事	馬　込　新　吉	1951年 4月13日	第 8 条　1号	2025年5月29日		2028年度定時評議員会(2029/6予定)
2	理 事	青　木　　勲	1944年 11月12日	第 8 条　1号	2026年4月1日		2028年度定時評議員会(2029/6予定)
3	理 事	野　中　豊　彦	1964年11月12日	第 8 条　2号	2025年5月29日		2028年度定時評議員会(2029/6予定)
4	理 事	高　畠　政　行	1955年10月 2日	第 8 条　3号	2025年5月29日		2028年度定時評議員会(2029/6予定)
5	理 事	千　葉　康　平	1975年 4月29日	第 8 条　3号	2025年5月29日		2028年度定時評議員会(2029/6予定)

第8条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

（1）カトリックマリア会の会員である者のうちから理事会において選任した者　２名以上

（2）明星高等学校長の職にある者のうちから理事会において選任した者　１名

（3）カトリック精神を尊び品性豊かな学識経験者のうちから理事会において選任した者　１名以上

監事

	役員	氏　　名	生　年　月　日	寄付行為	就　　任		
				条　　文	就任年月日	重任年月日	任　　期
1	監 事	深　堀　一　弥	1951年10月30日	第 23条１号	2025年5月29日		2028年度定時評議員会(2029/6予定)
2	監 事	山　野　賢　一	1958年 2月 8日	第 23条２号	2025年5月29日		2028年度定時評議員会(2029/6予定)

第23条　監事は、本法人の理事、評議員、職員以外のものであって、次の各号に揚げる者とし、評議員会の決議によって選任する。

（1）カトリック信者である者　１名

（2）カトリック精神を尊び品性豊かな学識経験者　１名

評　議　員

	役員	氏　　名	生　年　月　日	寄付行為	就　　任		
				条　　文	就任年月日	重任年月日	任　　期
1	評議員	烏　山　助　雄	1939年 2月 1日	第32条４号	2025年5月29日		2028年度定時評議員会(2029/6予定)
2	評議員	横　田　允　宏	1943年12月25日	第32条３号	2025年5月29日		2028年度定時評議員会(2029/6予定)
3	評議員	永　田　竜　也	1976年12月12日	第32条３号	2025年5月29日		2028年度定時評議員会(2029/6予定)
4	評議員	上　畑　卓　治	1965年 9月14日	第32条１号	2025年5月29日		2028年度定時評議員会(2029/6予定)
5	評議員	奥　村　祐　治	1972年 8月30日	第32条１号	2025年5月29日		2028年度定時評議員会(2029/6予定)
6	評議員	岡　部　敦　郎	1965年 9月22日	第32条２号	2025年5月29日		2028年度定時評議員会(2029/6予定)

第32条　評議員は、次の各号に掲げる者とする。

（1）本法人の設置する学校のカトリック精神を尊ぶ職員　１名以上

（2）本法人の設置する学校のカトリック精神を尊ぶ卒業生で年齢２５年以上の者　１名以上

（3）カトリック精神を尊び品性豊かな学識経験者　１名以上

（4）カトリックマリア会の会員である者　１名以上

2　前項第１号及び第２号に定める評議員（以下「評議員会選任評議員」という。）は、評議員会において選任し、同項第３号及び第４号に定める評議員（以下「理事会選任評議員」という。）は、理事会において選任するものとする。評議員会選任評議員の数は、３名とし、理事会選任評議員の数は、３名とする。